

# 江戸時代の福祉政策

－奥阿武郡養老嬰育仕法帳－



農繁期託児所写真 阿武郡嘉年村（戦前調査 農繁期託児所12）

## 目次

目次	1
解説	1
凡例	2
奥阿武郡養老育嬰仕法帳	3

## 解説

### 「奥阿武郡養老育嬰仕法帳」について

「奥阿武郡養老育嬰仕法帳」は、当館所蔵の山口市阿東町市原家文書に残るものである（市原家文書509）。幕末期の安政四年（一八五七）十月に作成されている。

江戸時代、萩藩が領内統治のために設置した行政区画（宰判）の一つ奥阿武郡宰判（奥阿武宰判）は、長門国阿武郡の東部諸村（25ヶ村）を区域とし、藩の奥阿武代官が管轄したエリアである。「奥阿武郡養老育嬰仕法帳」は、この奥阿武郡宰判内の困窮者対策として計画された養育料の支給システムを記したものである。

江戸時代後半、奥阿武郡宰判では困窮する諸村の立て直し（「諸村之成立」）が大きな問題となっており、「永久之御仕組」と呼ばれる地域立て直しのための大規模な施策も実施された（又野誠論文）。「奥阿武郡養老育嬰仕法帳」は、そうした流れの中で作成されたものである。奥阿武代官の指示を受け、大庄屋大谷忠兵衛など勘場役人が

中心となって作成し、藩郡奉行の承認を得た上で実際に運営されたとみられる。その内容は、藩および宰判内の勘場役人（大庄屋・恵米方等）、村役人および村役人経験者などが出資した米銀を基金として、七〇歳以上の老人がいる者、三人目の子供を妊娠・出産した者に対し養育料を支給するものであった。基金の一部は貸し出され、その利米を基金の補填にあてるものとした。

この文書からは、江戸時代の後半において、こうした「福祉政策」が必要とされたこと、その立案・実施には、大庄屋・庄屋など地域の勘場役人・村役人が大きく関わっていたことが知られる。

### 〈参考文献〉

- 又野誠「近世後期長州藩の農村支配と庄屋―奥阿武郡嘉年村を事例として―」（『山口県地方史研究』第69号 一九九三年）／同「近世後期長州藩の困窮農村での仕組と農民支配」（『同』72号 一九九四年）／「近世後期長州藩の代官支配と庄屋層の動向」（『同』75号 一九九六年）

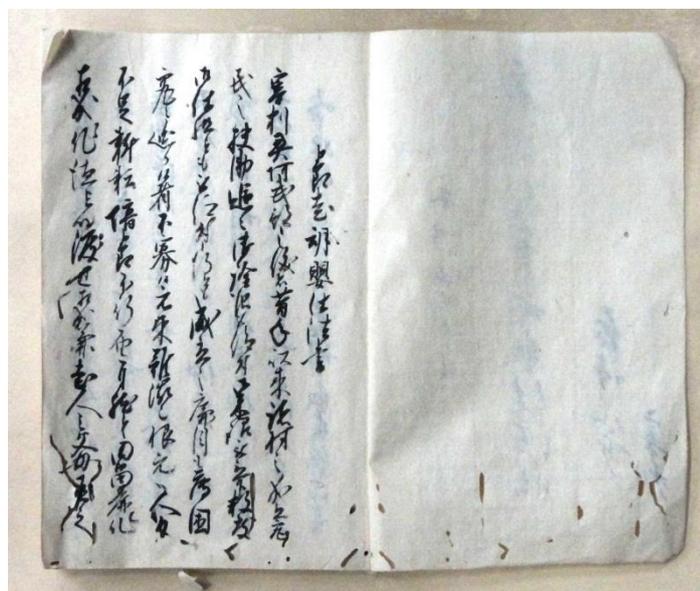
### 実践講座での解説について

「奥阿武郡養老育嬰仕法帳」は、『奥阿武郡養老育嬰仕法帳』を読む―江戸時代の『福祉』政策―と題して、平成26年度山口県文書館古文書実践講座一班のテキストとし、これをすべて解説した。担当した一班のメンバーは以下のとおり。

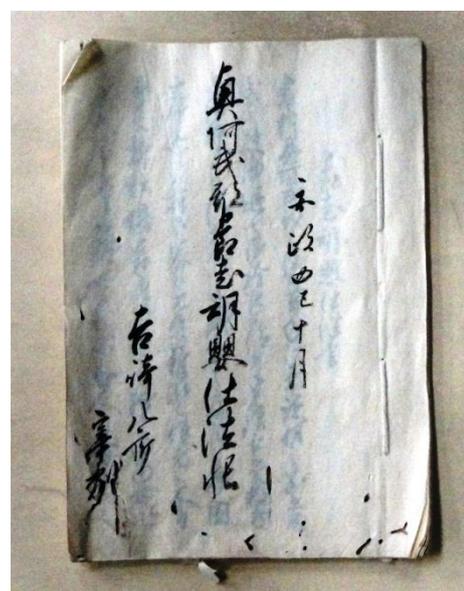
- 上原智明・岡本秀次・賀屋昭夫・槌田久仁・長光未来・溝田秀司・和田 稔  
（サポート）和田秀作・山崎一郎・吉積久年（山口県文書館）

## 凡例

- 一、当史料は、平成26年度、山口県文書館古文書実践講座において受講生が解読したものである。
- 一、漢字は、原則として常用漢字を使用した。
- 一、変体仮名及び慣用的合字は、「江」(え)、「而」(て)、「者」(は)を除いて、原則として平仮名に改めた。
- 一、適宜、読点および並列点を付した。
- 一、抹消部分は、原則として訂正部分をそのまま本文とした。
- 一、改行や割注は原則として原本のままとしたが、意味をとりやすくするため、改めた場合もある。
- 一、説明として加えた傍注は、( )で示した。
- 一、本文右上に小活字( )書きで付した数字は、講座で用いたテキストの頁数を示している。頁の区切りには破線を入れた。



本文の記述



「奥阿武郡養老育嬰仕法帳」の表紙

奧阿武郡養老育嬰仕法帳

①  
表紙  
（一八五七）  
安政四巳十月

奥阿武郡養老育嬰仕法帳

（奥阿武代官）  
吉崎八郎宰判

仕法の趣旨

②  
養老育嬰仕法書

宰判奥阿武郡之儀者、昔年以来諸村之成立、  
民之扶助追々御詮儀被仰付、御米銀被立下、  
御仕組をも被仰付候得とも、成立之廉目も薄、  
困究二迫り候者不寡候、元来難渋之根元ハ人力  
不足、耕耘・培養不行届、自然と田畠働作  
相成、作徳を以渡世相成兼、老人之父母有之

③  
候而も衣食乏敷飢寒二迫り、終ニハ令出奔候  
者も有之、亦者小兒之養育ハ難相成、及妊娠候而  
も令随胎候者も有之、両条共二人倫道を失ひ  
不孝不仁之行ニ至り候儀、偏ニ困窮より起候ニ付、  
此度養老育嬰之條補取立、極貧之小民  
七拾歳以上之老人有之候者、又ハ子供人等有之候上  
又々妊娠ニ相成候者を養育之助米立遣候而、  
老を養ひ、幼を育て、仮成生業相調候様遂  
詮儀候上、離散・随胎を令製禁候ハ、追々人

民令蕃息、過作之田畠相減シ諸村成立可申候、  
然ル処当御時節御米銀之御願も難申出、  
尤地下向之儀も近年引続御馳走米銀奉  
遂其節、且相持救等追々差出候ニ付、此余出米  
銀之義者難申付候得とも、古稀之齡を過候者之

④  
飢寒を救ひ、又ハ赤兒之死亡を助候儀、実ニ広  
太之陰徳仁心之至ニ付、天道神仏之冥慮ニ  
叶ひ、御国恩之報謝ニも可相成段、教諭仕  
候処孰も感伏仕、御代官一連を始、勘場役人・  
地下役人其外諸村有志之者共、相持之筋を以  
身分相応出米銀可仕段申出候、然上者養老  
育嬰之任法永久被相行候ハ、愚昧之小民  
ニ至迄自然と廉恥之心を生し、離散・随胎之  
悪習も相止ミ、追年戸口も増殖シ、銘々農業  
相励、永否請荒等開発仕候ハ、諸村成立可申候、  
然ル時者御仁政之一端、力田孝弟の一助共  
相成、公私御為筋之儀と存候ニ付、左之通仕  
法立之詮儀仕候事、

⑤  
一当郡御藏入物家数三千八百七拾八軒之内

究民極・次・稍三等二分ケ、極貧之内ニ面口四拾  
五歳以下、夫婦揃居子供人己上有之候者、家  
数百七拾七軒、並ニ給領物家数三千四百四拾七

軒之内、須佐給領惣家数千六百五拾壹軒引、

残千七百九拾軒之内、同断五拾九軒共二式百二拾

六軒ニテ、五ヶ年二割、壹ヶ年四拾七人余ニ相当候を

四拾八人ニシテ、五ヶ年目之入用米五拾七石六斗を算

当目安相立候得とも、現場取行之儀者増減可有

之二付、毎年九月より翌八月迄を切トシテ可遂勘

定候事

一同断之内懷妊ニ相成養育料之儀、申出候者を者

庄屋・畔頭篤と遂詮儀、名前旁申出候ハ、見

分之上ニ而臨月一兩月前式斗、出産之上三斗、

式ヶ年目之春式斗五升、三ヶ年目春式斗、四ヶ

年目春壹斗五升、五ヶ年目春壹斗共、其

(締まり)

時々切符を以べり好下渡置、毎年宗門究之

節厚く御仁恵之程可申聞候事、

一極貧者之内老人有之、養育料之儀申出候ハ、

是又見分之上七拾歳より七拾九歳迄九升、八拾歳より

八拾九歳迄壹斗式升、九拾歳以上壹斗五升宛、暮

切符を以締り能下渡置、翌春宗門究之節同断

一養育料之儀者人数江当り其村々ニ而年々現米

引除置、残米之儀者五朱之利廻可致、引除米

正仕詰之上、払過之分ハ五朱利付ニシテ立戻シ可申候、

尤右人数之内、万一病死流産等ニ而前断引

除米之内尚残ニ相成候分者居置候二付、利付

二而者地下迷惑之儀ニ付、無利ニシテ後勘江請備逐  
御勘定候様可申付候事

⑦ 一養老育嬰之永用帳調置、追々出穀之口数(員カ)

石前其外請払之儀、委細書記可申候事

一出穀之者共御序之節、出来相当(米)之御賞美被

仰付可被下候、尤勤功願不出者も有之候ニ付、暮之

出米高之剪紙人別江下渡置可申候事

一役儀相勤候者先拾ヶ年、無役之者ハ五ヶ年・三ヶ年、

夫々出穀仕管ニ御座候処、豊作之年柄其外有餘

有之節者、為冥加増出来をも可仕候、於勘場も

臨時之備物等有之節者、元穀江請加候而彼是

仕組立任、後年利米を以永久払出相成候様、年

限中ニハ元穀取立之詮儀可仕候、万一拾ヶ年ニ而

仕法立相調兼候節ハ、役儀相勤候者之義ハ、何ヶ

年ニ而も元穀之目途相立候迄者役儀江対シ

出穀可仕候事

⑧ 一究民之内、唯今ニ而ハ極貧之者計り江養育料

立遣シ候得共、追年元穀余分ニ相成候節ハ、次貧・

稍貧之者共江も養育料立遣シ可申候事

一棄子之儀者(制禁)嚴重之御製禁ニ御座候得共、不

心得之者捨子仕候節者、御米被立下養育被仰付

候得とも、年月相立候上者生死之儀も不分明二付、

右捨子之儀も養育料之内ヲ以助米取被立遣候而、  
毎年宗門究之節見分可仕候事

一須佐領之儀ハ出穀之合米勘場請備置候而、年々  
五朱之利米相渡シ、養老育嬰両条共遣拵之  
儀者彼方江相任せ可申候事

地下役人并二百姓中江申聞せ之廉

地下役人・  
百姓への申  
し聞かせ

一昔年以来諸村難渋ニ付而者、追々莫太之御米  
銀被立下、御仕組被仰付候得とも、御手離之<sup>期カ</sup>無之候、

⑨(一八〇一〜〇三)

享和年中永久之御仕組相成、夫以来年々

御出米被立下、其後も種々御仕組被仰付、

就中石下・石除・不納米銀道付等被仰付ニ付、

於于今者大立候御厄害者無数相成候得共、

屹度成立之目途相見候村方も無之候、元来

当郡之儀者地理手広ニ而、田島數ニ応候而者

人民少々手張作ニ而、自然と匱作ニ相成候ニ付、

作徳之余計無之、難渋者之内ニハ百姓之本

意を失ひ、小商等を始、或ハ農業無精ニ而

難渋ニ至り、亦者否様悪敷、違作・病氣・家

子多人数等ニ而渡世不相成、借財ニ迫り候而者

一家内引連令出奔候者間々有之候ニ付、行状

郡方トシテ五人組之者数日手間を費シ、農業ニ

怠り候様成行不相濟事候、右之通りニ而ハ苦ニ

⑩

迫り候者之儀者、老人之父母有之候而も衣食

乏敷、飢寒苦ミ候程之儀ニ付、小兒之養育

不相成、及妊娠候而も致流産候者間々有之、

不心得とハ乍申、偏ニ困窮より起り不孝不仁之

行ニ至り候儀敷ケ敷次第ニ付、此度養老

育嬰之任法取立、極貧者之内七拾歳以上

之老人江者乍纒宛養育之助米立遣シ、

子供式人有之候上、又々妊娠ニ相成候者江ハ五ヶ年之

間是又養育料立遣候間、孝行慈愛之志を

発父母を念比<sup>懇シ</sup>ニ取扱、子供数多有之候共不心

得之取作廻無之様、五人組之者ハ不及申、村内

無親疎申合互ニ助ケ合候而、農業令出精

御国恩不令忘却貞美ニ可遂御百姓候事

一養育料を請候極貧之者共、不納米銀有之候とも

⑪

立用不相成、現米計渡可申候、然ル上者其者

不束之儀於有之ハ屹度可及御沙汰候事

一給人頭之者、銘々組合之内養育料を請候ハ、其者

行状常々氣を付、不心得之所行於有之者

速ニ地人役人江可届出候事

一養老育嬰料取立被仰付候儀ハ、第一人民と殖シ、

孝行慈愛之道ニ志シ、人情厚く相成候ハ、自

然と地下成立之基と可相成との御詮儀ニ付、  
百姓中ニおゐても常々心を用ひ、不孝不仁  
之所行無之様、五人組之者相互ニ氣を付  
可申候、若心得違之者有之候ハ、其段地下役人  
江可届出候事

一庄屋・畔頭之儀者、究民之取分村内篤と及  
(詮議)  
全儀、無依怙鼻肩廉直ニ可申付候、現米渡方

之儀不埒無之様諸事念を入可申候、自然緩  
之儀於有之者屹度可及沙汰候事

一此仕法永久取行被仰付候儀ニ付、勘場役人之内  
壹人掛りとして取捌請拵勘定申付候条、万  
端承り合せ取計可申候事

以(下、略)

右此度養老育嬰條補御取建之御全義有之、  
(修補)  
(詮議)

御代官所御役向よりも御救殺被仰付、地下相持之

筋を以究民御取救之儀、御主意筋御仕

法建等委細之御書面御教諭之趣ニ付而者、

以往愚昧之小民も自然と父母を敬ひ、

妻子を育ミ、人倫之道を相弁、御仁恵之程

貫通可仕候、御庄屋・小都合中ハ素より頭立候者共

一統其旨奉感服、孰も難有御請申出、身

13

分ニ志シ候 而者一入相励出穀仕候、因茲出穀之  
次第并ニ請拵之目安別冊相調差出申候、然上ハ  
後年以御仕法立堅固ニ相守、御撫育之筋行  
渡永統仕候様手堅其沙汰仕候間、此段被聞召届  
宜被成御沙汰可被遣候、已上

養老育嬰掛り  
藤村松市

御恵米方

椿 茂兵衛

大庄屋

大谷忠兵衛

(奥阿武郡下代役)  
田門虎十郎殿

右奥阿武郡之儀者、昔年より難洪之所柄ニ付、追(タ)

被入御手候得共、今以御手離之期も無之、元來

人民寡く過当之田畠ニ付、所詮成立之目途

不相見候、右ニ付養老育嬰之條補取立、究  
(修補)

民之老幼を救ひ候ハ、以往人情も篤く、戸口も

相増候而成立之一筋共可相成ニ付、御代官所一

楯・勘場地下役人中・諸村頭立候もの共より年

之出穀を以、前条仕法通被仰付候様、尤役儀

相勤候者先ツ拾ヶ年、無役之者ハ五ヶ年以下遂

出穀候所、右年現中(年限)二者元穀取建之仕組仕、往々

利米を以弘方可相成候、年々請拵之儀ハ一紙

を以可申出候間、此段被聞召届宜様被成御沙

汰可被下候、已上

同日

田門虎十郎

右之通從來難渋之宰判所二付、養老育

嬰之仕法取建永久被相行候ハ、追々人民

令蕃息、頑愚之小民も自然と老慈之心を

(16)

発、心得宜敷可相成と存候二付、先達而演説書

を以申調候処、仕法筋出穀之次第可申出段

被仰授候二付、此度詮義之上仕法立諸沙汰

前書之通御座候、然ル上者後年御代官所之沙

汰筋者勿論、地下役人ニ至ル迄少も緩怠御座

候而者永續難相成候、素より出穀を以取立被仰付

候得共、追而御序之節御賞美をも可被仰付候二付、

全以公米銀同様之儀二付、後年之規則肝要

之儀二御座候間、此段被聞召届、御職座之

御印判被成下候様奉願候、左候ハ、速ニ後役之

衆江申伝、愈以無疎略可被相行候間、此段

宜敷御沙汰可被下候、以上

同日

(奥阿武代臣)  
吉崎八郎

(郵奉行)  
清水新二郎殿

(16)

此内被仰渡候養老育嬰御仕法帳写差廻

候条、不限夜白御写取、廻り留より早々可被差返候

育嬰之儀者当九月より御取行被仰付度との

御事二付、先達而御付出相成候間、極貧之内左様之部

有之候ハ、案文之通御調早々可被差出候、来

春ニ至リ候ハ、村別帳面御下渡可被仰付候得共、

差向儀二付前段之通御取計候様存候、養

(17)

老米之儀者来春宗門御究之節御渡方

可被仰付趣二御座候、以上

此分臨月一兩月前

渡方之分

畔頭 何某組  
小庄屋 何右衛門妻

已九月

一米式斗

右懐胎之分

下地子供式人又ハ  
何人有之

何

同十一月何日出産

一同二斗

右男子又ハ女子

同 何かし組  
何兵衛妻

下地子供式人又ハ  
三人有之

何

已十月

一同式斗定

右

一同三斗定

右

右何村私存内、先達而付出仕置候極貧之内、

(18)

育嬰料前書之通御座候二付、御届ケ申上候間

此辻を以被成御沙汰可被下候、以上

巳ノ十二月何日

庄屋・小都合  
何かし

大庄屋  
御恵米分江当ル  
育嬰掛り

右之通被仰付候条、御仕法帳御見合詰り好  
御取行肝要存候、御仁恵之筋不行  
届候而者不相濟候条、不限夜白御順達可有  
之候、以上

十二月廿一日

藤村松市

椿 茂兵衛

大谷忠兵衛

櫛部真吉殿

其外

⑱  
裏表紙



(終)